

第8回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月9日(金)

午前8時54分～午前10時32分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第8回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年2月9日(金) 午前8時54分～午前10時32分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎(途中から欠席)
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 2月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員

3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●株式会社 代表取締役社長 ●●●●)
- ④ 農用地利用集積計画

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ② 農地法施行規則第29条の届出について

(3) その他の案件

- ① 中間・遠賀地区地区会研修会について
- ② 視察研修について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	植本 千晴
事務局職員	大村 亮介

開 会 8 時 5 4 分

事務局 おはようございます。今日はその他の案件の方を先にお伝えさせていただきます。

- ① 中間・遠賀地区会研修会について説明。
- ② 視察研修について説明。

以上ですが何かございますでしょうか。

【ありません。】の声

その他の案件は以上でございます。

議長

それでは改めましておはようございます。
本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第8回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係2件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。本案件につきましては、申請地への進入路が狭く自動車の侵入が困難な場所であることに加え、昨年11月の総会で現場確認を行った3条申請の農地の隣の農地であるということもあり、今回は写真での確認とさせていただきたいと思っております。そのため説明はほかの現地確認が終わって戻ってきてからにさせていただきます。

続きまして議案書の4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が尾崎にお住まいの●●●●●氏、貸渡人が尾崎にお住まいの●●●●●氏です。
申請地が6ページの字図にありますように大字尾崎字二又1084番1で、地目は田、面積は682㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は資材置場、駐車場となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認しております。
営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7 ページが事業計画書です。682 m²のうち資材置場が230 m²、駐車場が200 m²、その他の通路などが252 m²となる計画です。施工計画は令和6年3月から着工し、令和6年6月に供用開始となる見込みです。

8 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。
用地造成に伴う被害防除としては、水路側は申請地の方が2・3 cmほど低く、隣接農地は隣接農地側が30 cmほど高いため措置の必要無しとなっております。

9 ページが現況平面図です。図の上の北側が道路に面しており、西と南側に水路があります。また、東側には隣接農地があります。

10 ページが土地利用計画図です。西の水路側に資材置場、東の道路沿いに駐車場を設ける計画です。

11 ページが縦横断図です。ページ下の断面図のとおり、敷地全体を掘削し、そこに再生クラッシャーランを敷き込む計画です。

12 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行って了承を得ています。

続きまして議案書の13ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

借受人が尾崎に事業所を置きます●●●●株式会社 代表取締役社長 ●●●●氏。貸渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏と●●●●氏の2名です。

申請地が15ページの字図にありますように大字尾崎字友田1728番1、1744番1、1745番1の3筆、地目は田、合計面積は2,364 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

なお色を付けております周辺の15筆、合計8164.83 m²

と一体的に利用する予定となっております。面積は合わせて10,528.83㎡です。

申請理由は倉庫建設となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付承諾となっております。

16ページが水利関係承諾書です。条件は「油等を水路へ流さないこと」となっております。

17ページが事業計画書です。倉庫は2棟建てる計画となっております。施工計画は令和6年3月に着工し、令和6年5月に供用開始となる見込みです。

18ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝および自然流下、汚水は汲み取り、生活雑排水は溜桝となっております。用地造成に伴う被害防除としてはすでに法面保護をしているため必要無しとなっております。

19ページが現況平面図です。図に描いてあります法面の部分とその内側の箇所が今回倉庫を建設する計画の申請地となっております。倉庫自体は法面内側の敷地に建てる予定です。

20ページが土地利用計画図です。この図面は先ほどの法面の内側の敷地の部分の図となります。倉庫は2棟建てる予定で、図面の下側と左側には防犯対策用のフェンスを設置する予定となっております。

21ページが縦横断図です。図のとおり切土・盛土の予定はありません。

22ページが倉庫の平面図と立面図となっております。

23ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

24ページが顛末書です。「下記農地につきまして、周辺の開発に伴い平成9年2月25日に一時転用の許可を受け土砂の搬入を行い、さらに平成17年9月30日に農地改良の許可を受け、再度かさ上げを行いました。対象農地について現在は耕作を行っておらず、農地であることを失念し、周辺の土地を含めた一帯を令和5年6月7日に転用の申請を行わずに●●●●株式会社と賃貸借契約を結んでしまいました。農地法を違反する結果となり、大変申し訳ございません。何卒

寛大な措置を承りますようお願い申し上げます。」となっております。

続きまして議案書の43ページをお開きください。こちらは報告案件ではございますが現地を見に行きますので、先にご説明をさせていただきます。報告案件②農地法施行規則第29条第1号の届出についてでございます。この規定につきましては耕作を行う者がその農地をその者の耕作する事業に供する他の農地の保全もしくは利用増進のために供する農業用施設については、この農業用施設に供する面積が2a以上であっても農地の転用の制限の例外に該当し、農地転用申請の許可は要しないこと。となっております。ということで、こちらは転用申請ではなく届出で済む事業となります。また、ここで出てきた農業用施設というのは排水路やため池、農道などの土地の農業上の効用を高めるために必要な施設というものが該当いたします。

届出人が木守にお住まいの●●●●氏で、届出地が45ページの字図にありますように、大字木守字牟田口1008番と1011番1、1010番の3筆で、それぞれ所有者が●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏です。地目は田、対象面積が3,951㎡の内244㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地です。申請理由は農業用道路の新設となっております。

46ページが計画図です。既存の道路から延長するように農業用道路を新設し、突き当りに回転できるスペースを設ける計画となっております。

47ページ、48ページが承諾書です。届出の農地および隣接地には説明を行い承諾済となっております。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 5 分

－ 現地調査後 －

再 開 10時 28分

- 議長 再開します。
付議案件①を議題に供します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページをお開きください。机の上にも付議案件①3条申請と書かれたカラー刷りの農地の写真が1枚ありますので、こちらも併せてご覧ください。こちらが現地確認に行かなかった分なので、今からご説明をさせていただきます。付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてございます。
- 譲受人が尾崎にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●氏です。
- 申請地が3ページの字図にありますように、大字尾崎字金丸531番、地目は畑、面積が67㎡です。
- 農地区域が農業振興地域内農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は24,082㎡で、農業に従事しているため特段問題ないものと思われま
- す。また、申請地は譲受人の所有する農地の隣接地であり問題なく耕作されるものと思われま
- す。先ほどの農地の写真をご覧ください。1枚目の写真が申請地を赤で示しているもので、その隣の530番の農地が昨年11月に3条申請で現地を見に行ったところ
- です。2枚目、3枚目が農地がどこかということを示しております。丸で囲まれたところが今回の対象農地です。事務局からの説明は以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。
- 農業委員 (4番) 今回の申請について特段問題はないものと考えます。審議の方よろしくお願

推進委員
(4番) 私も問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
同じく地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員
(4番) 問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いします。

推進委員
(4番) 問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。
同じく地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 許可申請について特段問題はないものと考えます。ご審議よろしく
(4 番) お願いします。

推進委員 農業委員の言うとおりの問題はないと思います。ご審議よろしく
(4 番) お願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 25 ページから 41 ページをご覧ください。付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回は全 270 筆、303,135 m²となっております。新規契約および中間管理事業の更新、また円滑化事業の契約満了による中間管理事業への切り替えなどによる利用集積計画となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、耕作者の変更および円滑化から中間管理事業への移行による解約5筆、計5,438㎡となっております。

議長 報告案件①について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは他になにかありますでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第8回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 32分